

**令和4年度
埼玉パラドリームアスリート特別強化指定選手
募集要領**

1	目的	2
2	申請条件	2
3	認定期間	3
4	申請方法	3
5	特別強化指定選手の選考・決定	4
6	特別強化指定選手の公表	4
7	県が実施する他の事業への協力	4
8	補助金額及び補助対象経費等	5
9	補助対象期間	5
10	補助金の申請手続き	6
11	所得税の確定申告について	7
12	問合せ先	7
13	注意事項	7

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

令和4年3月

1 目的

埼玉県にゆかりのあるトップレベルの選手が、パラリンピック競技大会において活躍できるように、埼玉パラドリームアスリート特別強化指定選手（以下、「特別強化指定選手」という。）として認定し活動経費の一部を補助します。

特別強化指定選手が受けられる活動経費の補助金額及びその他支援の内容は以下のとおりです。

■補助金額：50万円（上限）※

（補助金の支給は令和4年度予算の成立が前提であり、今後の予算の成立状況によっては、内容が変更になる可能性があります。また、上記補助金額を上限として予算の範囲内で支援を行います。）

■その他支援：県が開催するスポーツ医科学講習会の対象になるとともに、県が運営するSNS等で特別強化指定選手の活動状況等について積極的にPRをしていきます。

■認定人数：20人（応募状況により前後する可能性があります）

※ 補助金の詳細については「8 補助金額及び補助対象経費等について」をご確認ください。

2 申請条件

特別強化指定選手の申請条件は次のとおりです。

申請条件
次の①、②の条件を満たす者とします。
① パラリンピックで活躍が期待できる選手のうち、次のいずれかに該当する者（※）
ア 本事業の対象選手として日本パラリンピック委員会加盟競技団体の推薦を受けられる者
イ 上記ア以外で特に有望な選手で県内競技団体の推薦を受けられる者
② 次のいずれかに該当する者
ア 埼玉県内に在住、在勤又は在学している者
イ 埼玉県内に主な活動拠点を有する者
ウ 埼玉県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び大学を卒業した者

※ 申請受付後、埼玉県から一括して各競技団体に確認をします。

3 認定期間

特別強化指定選手の認定期間は、特別強化指定選手認定日から令和5年3月31日までとします。

4 申請方法

提出書類

- ① 「埼玉パラドリームアスリート特別強化指定選手申請書」(申請様式)
- ② 「競技実績調書」(様式 別紙1)
 - ※ ①②の様式は県ホームページからダウンロードしてください。
 - ※ ②は個人競技と団体競技で様式が異なりますのでご注意ください。
 - ※ 記載方法は記載例を参考にしてください。
- ③ ①②の記載内容を確認するための書類(添付書類)

項目	添付書類の例
本人確認・現住所	運転免許証(写)、障害者手帳(写)
在勤	社員証や就業証明書など事実を確認できる書類等(写)
在学	学生証や在学証明書など事実を確認できる書類等(写)
活動拠点	クラブチーム等による活動証明書(任意様式)等
卒業学校	卒業証書(写)等
実績	記録証(写)、大会報告書(写)等

※ 各項目のうち、該当する書類が複数ある場合は、1種類のみ提出してください。

提出方法

① 埼玉県電子申請・届出サービス

・URL https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31759

・手続き名「埼玉パラドリームアスリート特別強化指定選手申請」

② 郵送

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害者スポーツ担当

※ ※封筒に「埼玉パラドリームアスリート申請書在中」と記載してください。



受付期間

令和4年3月1日(火曜日)から令和4年3月29日(火曜日)まで

※ 当日消印有効《期限厳守》

5 特別強化指定選手の選考・決定

選考委員会において特別強化指定選手候補者（補助対象候補者）を選考し、知事が決定します。

選考委員会では、提出していただいた競技実績を基に、日本パラリンピック委員会加盟競技団体による強化指定の状況や埼玉県との関わり、埼玉県における障害者スポーツの振興に協力する意欲、他の団体等の助成状況、今後の成長可能性等を総合的に勘案して候補者を選考します。

申請者に対しては、5月中旬に埼玉パラドリームアスリート選考結果通知を送付して結果をお知らせします。

[留意事項]

特別強化指定選手に決定された選手がJSCトップアスリートに認定された場合（下半期分のJSCトップアスリート認定者を除く）、その選手への補助金交付は行わず、補欠候補者の中から追加で特別強化指定選手を決定します（活動経費の補助以外の支援は引き続き受けられます）。

また、支援は1年間を通して行いますので、年度途中で引退または活動休止される場合は、その時点で支援終了とし、補欠候補者の中から追加で特別強化指定選手の決定をする場合がありますので、ご了承ください。

6 特別強化指定選手の公表

特別強化指定選手に決定された方については、氏名、年齢、対象競技、所属、経歴、障害区分、競技実績等を公表する場合がありますので、予めご了承ください。

7 県が実施する他の事業への協力

特別強化指定選手に決定された方については、県が実施する他の事業への協力（県が実施するイベント・講演会への出演等）を依頼する場合があります。依頼された方はできるだけご協力をお願いいたします。

8 補助金額及び補助対象経費等

補助金の支給対象となる額及び補助対象経費は下表のとおりです。

なお、他の自治体や団体から別の補助金を受けている場合、その部分は本補助金の対象外となります。

補助金額及び補助対象経費

補助金額	1人あたり年間50万円以内	
補助対象経費	① 海外遠征	国際大会出場や練習を行うための海外への参加に係る経費
	② 国内遠征	全国大会や強化練習会（合宿舎）等への参加に係る経費
	③ 競技用具の整備・購入	競技用具の購入及び修理に係る経費。また、対象者が競技に使用する消耗品（5万円未満）の購入
	④ 外部指導者招聘	コーチ及びトレーナーの謝金等に係る経費
	⑤ 治療・身体ケア費用	競技実施に伴うケガに係る治療費、身体ケア（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージ等）に係る経費
	⑥ その他	その他知事が必要と認める経費

9 補助対象期間

補助対象期間は、令和4年4月1日から令和5年2月末日までです。

注 4月1日以降の支払いで補助対象経費に該当するものがある場合は、領収書等を保管しておいてください。

交付決定後に、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）のトップアスリートに認定された場合、交付決定は取り消しとなります。

ただし、下半期にJSCトップアスリート認定を受けた選手については、当該認定による助成対象期間の開始日の前日までの期間を補助対象期間とします。

《補助対象期間の例》

○ 通常

本事業による補助対象期間 令和4年4月1日～令和5年2月28日

○ 下半期にJSCトップアスリートに認定された場合の例（※）

本事業による補助対象期間 令和4年4月1日～令和4年9月30日

※ JSCによる助成対象期間が令和4年10月1日～令和5年3月31日の場合

10 補助金の申請手続き

—— 特別強化指定選手に決定された方の手続きです。決定時に改めてご案内します ——

特別強化指定選手に決定された方は、以下の流れで補助金の申請手続きを行ってください。

なお、本事業の補助金申請事務は外部業者に委託する予定ですのでご了承ください。委託業者は4月以降に確定します。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| (1) 補助金交付申請書類の送付
補助金交付申請書様式、説明資料を送付します。補助金交付について説明を希望される方には、日程を定め個別に対応します。 | (委託先 → 選手) | 令和4年
5月中旬頃 |
| (2) 補助金交付申請書類の記入・提出
(1) で配布した申請書様式に必要事項を記入し提出してください。 | (選手 → 委託先) | 令和4年
6月中旬まで |
| (3) 補助金交付決定通知の送付
提出された申請書をもとに、補助金交付決定通知を送付します。 | (埼玉県 → 選手) | 令和4年
7月頃 |
| (4) 実績報告書の提出
実績報告書及び支出についての証拠書類（領収書の写し）を提出してください。 | (選手 → 委託先) | 令和5年
2月末まで |
| (5) 補助金の交付
実績報告書の内容を確認後、補助金を指定口座に振込みます。
(概算払いをご希望の場合は、(3) 交付決定通知から約1カ月の間に、補助金総額の1/2を限度として指定口座に振込みます。) | (委託先 → 選手) | (4) から
約1カ月後 |

11 所得税の確定申告について

本事業による補助金は、一般的に所得税法上の雑所得に該当するため、原則として確定申告を行う必要があります(※)。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。

※ 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円以下などの場合には確定申告を行う必要はありません。

12 問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害者スポーツ担当

T E L 048-830-3303

F A X 048-830-4789

E m a i l a3310-02@pref.saitama.lg.jp

13 注意事項

- (1) 連絡先(特にEメールアドレス)については、必ず連絡がつく連絡先を記載してください。
- (2) 補助金の申請手続きの詳細は、特別強化指定選手の決定時に改めてご案内します。
- (3) 本公募は、令和4年度予算が成立した後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に埼玉パラドリームアスリート特別強化指定選手の募集手続きを行うものです。特別強化指定選手認定後の補助金の支給については令和4年度予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。